

いかわ



議会 だより

No. 143

2020.7.15



豊作を願って 義務教育学校5年生による田植え

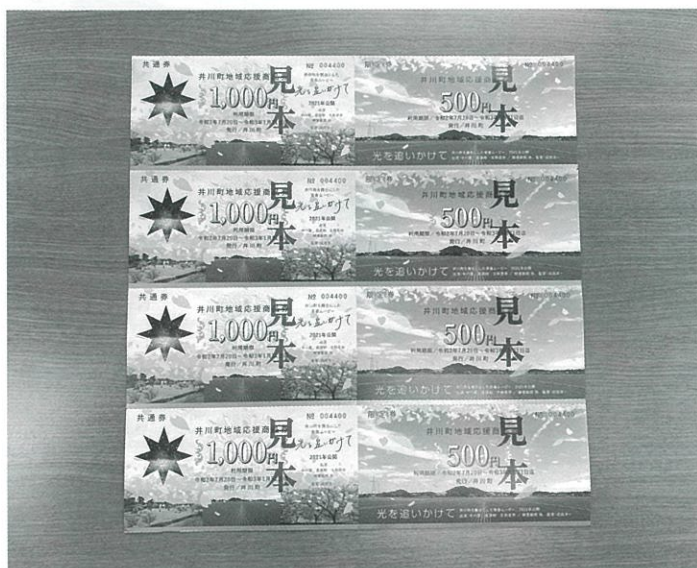
6 月議会
(会期・6月9日～12日)

第2回定例会・請願・陳情	2
議会常任委員会	4
一般質問（6議員登壇）	6
第2～4回全員協議会	13
私のひとこと・議会のうごき	14

令和2年度 一般会計補正予算 **可決**

4,320万円を追加し、総額36億3,400万円に

- ・地域商品券交付金事業 (高校生を除く18歳以上に1人当たり6千円) **1,810万2千円**
- ・避難所用テント、マスク、消毒液備蓄 **300万円** など



町民の家計支援と地域経済の活性化が期待される地域応援商品券

6月定例会は報告として令和元年度繰越明許費繰越計算書2件と事務報告、専決処分7件を承認した。令和2年度一般会計物品購入契約1件(義務教育学校タブレット端末等購入246台)、一般会計及び特別会計、水道事業会計の補正予算4件、条例改正が5件の10件を審議し、全て原案どおり可決した。請願及び陳情は4件を全員一致で採択し、それぞれ関係機関に意見書を提出した。

5月1日に専決処分した主な

ものは特別定額給付金や今年度の学校給食費全額助成、事業所休業補償。5月26日に専決処分した主なものは子育て世帯やひとり親世帯の生活支援、学生支援、事業所継続支援など。予算の裏付けとして2件の一般会計専決処分では、特別定額助成金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫補助5億2,950万円、財政調整基金1,530万円の取り崩しで合計5億4,480万円の追加となった。

6月補正の主なものは高校生を除く18歳以上の全町民に地域商品券の交付や強い農業・担い手づくりのための総合支援費補助、避難所用テントやマスク、消毒液の購入、町道改良舗装工事、有害生物駆除作業委託、消火栓設置工事など。6月補正の財源は新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金1,324万7千円、財政調整基金1,350万円の取り崩し、普通地方交付税1,178万円などで4,320万円の追加となり、累計36億3,400万円となった。なお、学生奨学金貸与、中小企業経営安定資金貸付利子補給も行うこととした。

予算用語解説

◎繰越明許費

地方公共団体の予算は基本的には単年度で完結するが、災害等や認可等の遅れにより単年度に事業が完了できない場合は地方自治法第213条の規定により、議会の承認を得て、翌年度に繰り越して実施することができる。

◎補正予算等の専決処分

本来の補正予算や条例は議会の議決を要するが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないとき、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分を行う。なお、専決処分の補正予算等は、次に開催される議会で報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年6月定例会審議項目

議案番号等	議案名称等	事業名・内容	詳細	補正額・千円	採決結果
報告第1号	令和元年度一般会計繰越明許費	県営湛水防除事業	浜井川第4排水機場の揚水機更新	4,953	
		防災・安全事業	湖東農免道路の干潟橋補修工事	45,000	
		義務教育施設整備事業	Wi-Fi設置事業	8,567	
		合計		58,520	
報告第2号	令和元年度下水道繰越明許費	流域下水道事業建設費負担金		2,390	
報告第3号	事務報告について	各課の主要施策の成果説明資料	平成31年4月1日～令和2年3月31日まで		
承認第1号	専決処分・令和元年度国民健康保険事業補正予算	委託料を減額して負担金を増額。増減なし			全員一致承認
承認第2号	専決処分・固定資産評価審査委員会条例改正	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正による	条数の変更		全員一致承認
承認第3号	専決処分・井川町税条例改正	地方税法改正による	固定資産のみなし課税等		全員一致承認
承認第4号	専決処分・井川町国民健康保険条例改正	地方税法改正による	課税限度額の引き上げと軽減控除額の拡充		全員一致承認
承認第5号	専決処分・井川町税条例改正	地方税法改正による	新型コロナウイルス関連に係る町税徴収猶予等		全員一致承認
承認第6号	専決処分・令和2年度一般会計補正予算	特別定額給付金事業479,000千円・学校給食費全額補助14,000千円など		497,500	全員一致承認
承認第7号	専決処分・令和2年度一般会計補正予算	事業継続支援27,000千円・生活急変学生等支援金10,500千円など		47,300	全員一致承認
議案第42号	物品購入契約の締結について	義務教育学校タブレット端末等購入246台	東光コンピュータ・サービス秋田支店と契約	19,566	全員一致可決
議案第43号	井川町国民健康保険税条例改正	医療給付分の税率引き下げ	所得割額、均等割額、平等割額の引き下げ		全員一致可決
議案第44号	井川町手数料条例改正	個人番号通知カードの廃止	再交付手数料削除		全員一致可決
議案第45号	学校林経営条例改正	分収造林契約終了による	豊川地区と五城目地区を削除		全員一致可決
議案第46号	後期高齢者医療条例改正	新型コロナウイルスに感染した場合	傷病手当金を支給するため		全員一致可決
議案第47号	国保条例改正	新型コロナウイルスに感染した場合	傷病手当金を支給するため		全員一致可決
議案第48号	令和2年度一般会計補正	地方創生臨時交付金事業等	地域商品券発行事業、農業担い手づくり事業等	43,200	全員一致可決
議案第49号	令和2年度国民健康保険事業補正予算	保険税税率の引き下げ	傷病手当金追加等	296	全員一致可決
議案第50号	令和2年度介護保険事業補正予算	事務手続きによる	延滞金追加	3	全員一致可決
議案第51号	令和2年度水道事業補正予算	人事異動による人件費の増加	総係費を減額して原水費追加	3,564	全員一致可決

請願・陳情採択状況

受理番号	件名	提出者	紹介議員	採択状況	意見書
陳情第2号	公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情	秋田県春闘共闘懇談会代表委員 石川 洋基 秋田県労働組合総連合議長 加賀谷俊悦		全員一致採択	関係機関に提出
請願第1号	秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書	食と緑、水を守る秋田県労農市民会議議長 石田 寛	石井 茂	全員一致採択	関係機関に提出
陳情第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	秋田県教職員組合執行委員長 櫻田 憂子 秋田県教職員組合男鹿南秋支部支部長 鳥井 政之		全員一致採択	関係機関に提出
陳情第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情	連合秋田男鹿南秋地区連絡会議長 太田 修		全員一致採択	関係機関に提出

レット端末等購入 対策万全か

総務産業

- ◆ 条例の一部改正
- ◆ 補正予算
 - ・一般会計
 - ・水道事業会計
- ◆ 総括質疑

総務産業

問 町営住宅のシロアリ駆除の発生した住宅は空き家か。どのようにして被害を知ったか。また、築何年か。一度駆除すれば何年予防できるか。

答 シロアリ被害の発生は、住人の通報で知った。場所はさくら駅団地が築約20年、街道・羽立団地が約30年である。業者の保証は5年であるが、駆除以外の場所は保証外であり、一概に一棟全体で5年とはいえない。

問 町営住宅のシロアリ駆除の発生した住宅は空き家か。どのようにして被害を知ったか。また、築何年か。一度駆除すれば何年予防できるか。

答 シロアリ被害の発生は、住人の通報で知った。場所はさくら駅団地が築約20年、街道・羽立団地が約30年である。業者の保証は5年であるが、駆除以外の場所は保証外であり、一概に一棟全体で5年とはいえない。

問 町営住宅のシロアリ駆除の発生した住宅は空き家か。どのようにして被害を知ったか。また、築何年か。一度駆除すれば何年予防できるか。

答 シロアリ被害の発生は、住人の通報で知った。場所はさくら駅団地が築約20年、街道・羽立団地が約30年である。業者の保証は5年であるが、駆除以外の場所は保証外であり、一概に一棟全体で5年とはいえない。

問 町営住宅のシロアリ駆除の発生した住宅は空き家か。どのようにして被害を知ったか。また、築何年か。一度駆除すれば何年予防できるか。

答 シロアリ被害の発生は、住人の通報で知った。場所はさくら駅団地が築約20年、街道・羽立団地が約30年である。業者の保証は5年であるが、駆除以外の場所は保証外であり、一概に一棟全体で5年とはいえない。

問 町営住宅のシロアリ駆除の発生した住宅は空き家か。どのようにして被害を知ったか。また、築何年か。一度駆除すれば何年予防できるか。

答 シロアリ被害の発生は、住人の通報で知った。場所はさくら駅団地が築約20年、街道・羽立団地が約30年である。業者の保証は5年であるが、駆除以外の場所は保証外であり、一概に一棟全体で5年とはいえない。

問 令和元年の所得が平成30年の所得に対して増えており、昨年度と同率である。税額が上がるため。また、新型コロナウイルスによる各世帯への影響を考慮したため。今後は状況に応じた対応を行っていく。

答 県から示されている標準保険料率を基に各市町村では検討し決定している。

問 以前、産業課長の給与は、3カ月分水道事業会計から支出するとのことであったが、今後は一般会計から支出するか。

答 産業課長の分については、3カ月分水道事業会計から支出していたが、産業課と水道課が統一されたことにより、今後は一般会計からと考えている。

問 一般米の生産目標数量を守るために備蓄米などに補助金を付けては。

答 県からの加工米、備蓄米数を参考に設定している。備蓄米、加工米への補助金を町でも検討

問 農家が安定経営できるように考える。

問 カボチャなどの転作面積が増えていないのはなぜか。作る作物を変更し、方向性を持つて町の農業をどうするか考えるべきでないか。

答 町でも農業再生協議会での意見を県に届くよう行っている。



経営所得安定対策作物（カボチャ）

問 避難所用備品でテントを購入することだが、数ほどのくらいか。また、使用場所はどこを想定し、テントを実際使用する場合の組み立て等誰が行うか。

答 使用する場所は、体育館や公民館と考えている。数は40基程度で、種類のテントを用意したいと考えており、価格により数は変わる場合がある。テントの組み立ては、分館であれば、各町内の防災組織にお願いすることを考えている。

義務教育学校タブ ICT支援

教育民生

教育民生

問 障害者用電動車椅子は1台分の金額か。また全額補助か。

障害の方に合ったもの、機能性を重視して部品等を決めているか。また、障害の程度を判断する人員は配置されているか。

答 1台分であり全額補助となる。障害に合せてこの発注と部品等を付替えが必要であり高額となった。

障害者1人1人にケアマネが付いているのでそのケアマネが判断し、補装具がその人に合っているかや必要なカスタマイズの部品等を決めている。

条例の一部改正

補正予算

一般会計

国民健康保険事業会計

介護保険事業会計

総括質疑

問 義務教育学校にタブレットPCを購入する

が、WiFiルータを貸し出した際は、タブレットしか使えないようなオプション設定はあるか。児童生徒1人1人にタブレット配布となるが、タブレット端末にデータは残らないか。

タブレットを効率よく使用してもらうために、ソフト面ではどのようなスケジュールで進めるか。

答 タブレットには制限をかけるが、WiFiルータには制限はない。

データはクラウドで管理されるので、端末には残らない。

また、タブレットを使っていきながらスケジュールを決めていく。子ども達の使い方を見ながら、コロナウイルスの第2波、第3波に向けて対策を行っていく。

ICT支援員は決まっていないが、子どもだけでなく、先生達も含めたタブレットの使い方について支援してもらう。

問 認定こども園管理費の返還金発生は、どこからの指摘により発覚した

か。また、監査は保育だけでなく幼稚園でもあるか。監査はどの程度の範囲で行われたか。

答 昨年度、県の指導監査で指摘され判明した。指導は県の幼保推進課が担当しており、事務費が適正に使用されているかの資金面や現場の状況等を監査し指導している。

問 消火栓設置工事等は、以前から決まっていたため当初予算で想定していたのではないか。なぜ今補正予算とするのか。

答 防火水槽の撤去については予算要求をしていたが、道路の拡幅工事内容が確定しないと作業ができないため、補正対応とした。

拡幅工事は設計等が伴うため、予算計上は9月以降となる。

問 国民健康保険税率を、県が示す数値より下げたことで問題は生じないか。一度下げた税率を上げることは難しいと思う。今後のことも検討した結果か。

答 税率等は、各自治体に任せられており問題は無い。

先に国民健康保険運営協議会が行われ検討されている。現在、変動に対応すべく基金もある程度積まれており、今回の繰越金約5,100万円等も考慮したうえで、税率を下げる判断をした。

問 こども園修繕料は、非常用発電機のバッテリー交換とのことだが、バッテリーは寿命か。耐用年数はあるか。

答 修繕はこども園開園以来である。耐用年数は10年と認識している。毎年設備点検を実施しているため、耐用年数となったから交換ではなく、業者と相談しながら使用を続けている。突然使えなくなる時は、その都度対応する。



撤去予定の防火水槽（今戸町内）

6人の議員 一般質問

一般
質問

町政のことが聞きたい

定例会2日目（6月10日）に6人の議員が一般質問を行った。質問順に掲載する。

P 7	佐々木 昌子 議員 1 笑顔とやさしさの「みなくる」に 2 人間的なふれあいのための接遇指導 3 義務教育学校のいじめについて
P 8	鷺谷 清利 議員 1 旧小学校の利活用について 2 空き家対策の抜本的な見直しについて 3 議会活動充実のため、議会事務局体制の支援強化について
P 9	浅野 義幸 議員 1 緊急事態に対する町の対応について 2 中山間地の農業用水口について
P10	三浦 成利 議員 1 早めの鳥獣被害防止対策
P11	三浦 晃 議員 1 町内事業所等に対する町独自の追加支援対策について 2 「ふるさと納税」返礼品と特産品開発について
P12	石井 茂 議員 1 新型コロナウイルス対策について 2 林道工事について

白抜きの数字は掲載された質問です。

紙面の都合により掲載できなかった質問など詳細は議事録で見ることができます。

議会事務局にお問い合わせ下さい。

◆ 一般質問とは ◆

一般質問は、町の行政全般（一般事務）に関し、執行者所見や疑義について質問できるものである。

質問する議員も受ける執行機関も十分な時間が必要なことから通告制を採用し、事前に質問内容を通告することとしている。

井川町では、質問時間は、1人につき30分以内で完了することとされている。

再質問からは、一問一答方式が採用されており、時間内であれば再々質問までとされている。



一般質問



さき しょうこ
さき 昌子
議員

「チームみなくる」を目指しては 笑顔をつくる施設運営に努める

佐々木 子育て支援多世代交流館として開所された三年目に入った「みなくる」。多くのイベントの企画と成果はスタッフの努力の賜物と敬意を表するところである。しかしなぜ利用者から不満や苦情が出るのか。放課後児童クラブと自由来館の子どもを大きく分け隔てる傾向が見受けられるし、あまりに押さえ付けられる様な指導も目にする。10人に満たないスタッフだからこそ、それぞれの持ち場以外の場面でも「チームみなくる」として全ての来館者に向き合い対応すべきではないか。「みなくる」に対しての町長の意見を伺う。



よろこばれる「みなくる」に

町長 利用者に満足して頂けるようスタッフ一同取り組んできた。苦情や不満の声はほとんどなくなつたと感じている。今回の指摘には正直驚いている。放課後児童クラブと自由来館とは、目的やその内容が異なることを理解頂きたい。施設利用等の方針を保護者や子どもにも説明することはあるが、指摘されたような指導は行っていないし、ないと考えている。みなくるは多くの方に利用される施設として利用者の意見を伺いながら、笑顔になつて頂けるよう施設運営に努める。



注目される義務教育学校

井川義務教育学校の いじめ・不登校は 軽微でも放置せず解決する

佐々木 井川義務教育学校において「いじめ」はあるか。登校できない児童、生徒はいるか。いじめの原因究明、その対応、フォローはどのような形で行っているか。

教員 いじめについて、義務教育学校開校の一年目は12件、二年目は16件が認知されている。「いじめの定義は、法律上は本人がいじめられたと感じればそれがいじめ。」件数の中身は、

大半はひやかし、またはからかい、嫌なことを言われるということや集団生活をしている学校においてはその子どもにも、またどの学校にもおこりうる問題と認識している。不登校は病気や経済的な理由を除いて年間に30日以上欠席しているものを指し、開校以降、減少傾向にはあるものの、町においても一定数不登校となる状態が継続している。これまでの調査ではその多くが学校や家庭、友だちなどの環境、不安などの心の問題が複合的な要因になっており、原因の複雑さが解決を難しくしている。学校では子どもが学校に行きたくても行けない状況であることをまず理解して、その気持ちに寄り添いながら原因に応じた働きかけをしていく。今後少人数化が進んで対人関係が固定化してしまうことをふまえて、たとえ軽微でも、決して放置せず確認して解決していく指導をしていく。

これも質問
人間的なふれあいのための接遇指導

一般質問

よみがえ 旧小学校を蘇らせては 新たな可能性を検討する



よとし 清利
きよとし 議員
やぶ 鷺
わし 鷺

鷺谷 町民が心豊かに明日の活力を養い、人生の生き方を探るための拠点施設として、秋田杉の温もりや香りを活かして旧小学校を蘇らせてはどうか。

問取りについても「若者の部屋」「語らいの部屋」「文化創造の部屋」「あそびの部屋」などを配置し、まちの「だんらんの家」を目指したらどうか。

町長 旧小学校は昭和48年に竣工し、築47年を経過している。その間、大規模改修や耐震補強工事の実施により、建物自体の耐久性については当面使用可能だが、屋根、給水設備、体育館の床、トイレなどは老朽化

が著しく、改修工事に多額の費用が見込まれる。利活用の必要性や将来負担、国花苑との一体的整備や民間活用、建物の規模縮小等を考慮して新たな可能性を検討する。



利活用の必要性が検討される旧小学校

鷺谷 議員も含めて現地物の耐久性や利活用の必要性を検証したらどうか。

町長 当然、議会と協議しながら、必要性や方向性を考えていきたい。

空き家対策の抜本的な見直しを 将来的にはその時代に即した改正をする

鷺谷 管理されていない空き家は周辺に悪影響を及ぼしている。環境保全のためにも町でテコ入れしていく必要がある。相談窓口を設置して、問題点を把握し、空き家対策の抜本的な見直しを検討してはどうか。

町長 当面は現行の「空き家等の適正管理条例」に基づき、50万円を上限に半額助成していきたい。今後、空き家の増加が見込まれるときは、その都度改正していきたい。

鷺谷 管理されていない空き家の今後の方策について。

町長 現状の空き家146軒のうち、36軒が周辺に悪影響を及ぼしているため、指導書を送付して1軒の改善がみられ、残り35軒に改善勧告書を送付して9件の改善がみられ、残り26軒に命令書を送付している。今のところ画期的な方策はない。

議会活動充実のため、 事務局職員の増員を 任用職員を兼務させて対応している

鷺谷 町民の意思を尊重し、町政に反映していくのが行政であり、議会である。議会も政策提言や住民懇話会、役場の事務調査なども必要で

あるので、事務局体制の支援強化についてどう考えているか。

町長 限られた職員の中で現状は任用職員

の兼務で対応している。政策提言や住民懇話会は是非実施して頂きたい。議員活動については、全面的に協力したい。

鷺谷 周辺議会も2人体制なので本議会もできないか。

町長 将来的に業務量が増えれば、職員数も見直していきたい。



あさの 浅野
よしゆき 義幸
議員

緊急事態に対する町の対応は 役場代表電話が役目果たす

浅野 今回のような新型コロナウイルスの緊急事態は、今後も起こり得る。町として町民が不安に思った時のマニュアルは必要と考える。町民が何に今困っているのかを早急に聴ける窓口も必要ではないか。今回も、町民の方から「日常で困っていることがあるが、どこに連絡すればいいのか分からず国や県に連絡した」と、数人から聴いた。町民の声は、町でしっかりと聴くべきだし、どのような方がどのようなに困っているのか把握するためにも窓口は必要ではないか。

町長 町の対応というこ

とで、今回の支援策も含め相当な危機感とスピード感をもって対応していると思う。小規模自治体においては役場全体が窓口と考えており、どこに電話すればいいかわからないようなことでも、電話や来庁でも役場に連絡頂ければ担当部署に繋がる体制を現状でもとっている。町民の声は、しっかりと聴かねばならないと考えている。議員の皆様方には行政で拾いきれない声を拾い取り、我々に届けて頂きたい。また仮に相談窓口一本化するとしても窓口担当職員が各事業について回答や対応は難しいので、問合せ先を担当部署に繋ぐことになる。小規模の職員で対応している自治体は専用の相談窓口業務が必要かと言われれば、業務量や職員数を考えれば現実的ではなく総務課や役場代表電話が役目を果たしている。

社会福祉協議会に「みんなの総合相談窓口」を設置して三年目となるので、そちらも活用して頂きたい。

中山間地の農業用水口対策は

関係者と協議し支援策や制度化を図る

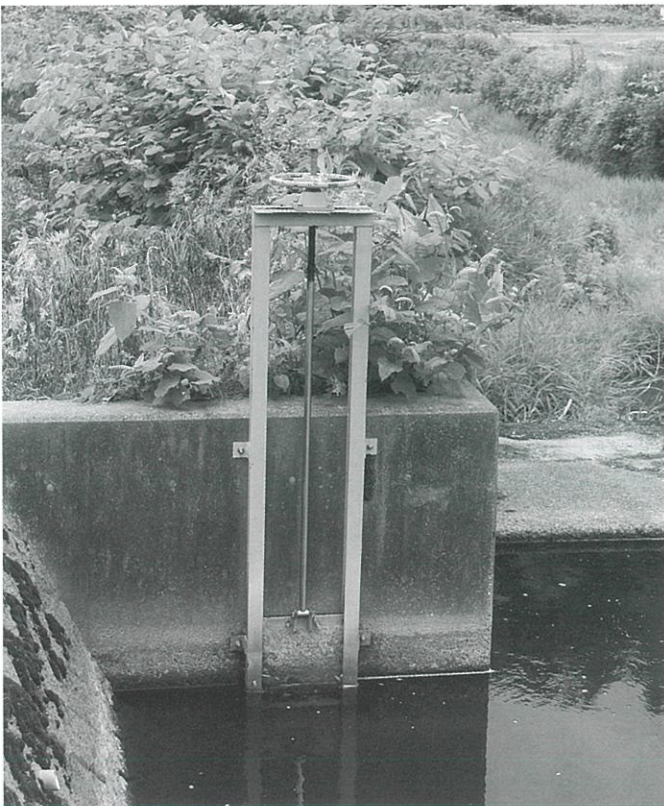
浅野 土地改良区域外の井内の頭首工だが、最近の大雨により農業用水口が穴があき水漏れもあり、水量が少ない時は水が来なくなる。

修理などは、受益者負担と聞くと受益者も減少し大雨などで破損の度に修理となれば対応が難しい。

町長 当然、今後も管理

者で行うものと考えているが、土地改良区管理以外の農業用施設は元々対象面積や農家戸数が少ないのを認識している。そのため、老朽化して

いる農業用施設については緊急度、予算規模等を考慮する必要があるが管理者に対する補助も含め支援を行う時期だと考える。施設の維持管理が大変重要で、関係者と協議した上で支援策や制度化を図りたい。



受益者管理が厳しい頭首工

一般質問

早めの鳥獣被害防止策は(イノシシ)

町民一同で徹底した取り組みを



なりとし 成利 議員
みうら 三浦

町長 役場が把握している被害は平成30年度には水稲及びジャガイモ被害面積は2アール。令和元年度には水稲、被

三浦 昨年のイノシシの目撃情報にひきつづき今年に入ってから町内のイノシシ目撃情報や畑の被害報告が頻繁に出ている。

今後農林、農耕地被害の発生が懸念され、農業が継続できないほど深刻になる前にイノシシの生態や行動を詳しく調べて、生息状況など情報を収集する必要があると思われる。イノシシの巣や寝床の確認、移動ルート確認、町民からの情報収集などは。

害面積は10アールを確認している。情報収集というものは非常に大切だと思う。

現在秋田県全体として調査を進めている。実態把握というところまではできていない。本町においても同様で現段階での把握は難しいと考えている。農業被害対策として有効なのは、定着した個体による継続した被害が発生しないように、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施、防護柵などの設置によりイノシシが安易に農地に入り込めないようにする。侵入ルートへの把握ができていない状況において高い効果を發揮するということは難しい。また、農水省において行っている捕獲機材に対する助成といったものはあるが、協議会の立ち上げが必要。

本町においては協議会設立というところまで、まだ至っていないというような現状である。

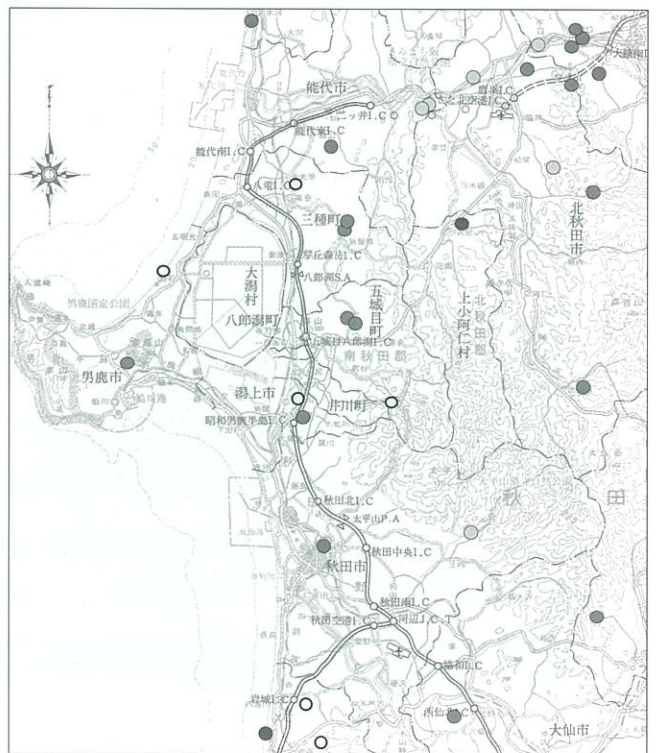
三浦 繁殖力が高く被害防除だけでなく駆除も行う必要があると思われる。

町民にイノシシの危険性や生態を理解してもらおうために、遭遇したときの注意や対策、寄せ付けたい対処方法などを書いたチラシ配布や目撃地周辺に立て看板を設置するなど対策してみてもどうか。

町としては近々、または長期にどんな対策を考えているか。また鳥獣対策の現在の状況はどんな事が行われているか。

町長 県内イノシシ目撃数というものは、年々増加しており頭数も増加していると考えられる。

秋田県では担当職員が出席し、近隣市町村と生



丸印はイノシシ目撃箇所 (令和2年3月31日現在)

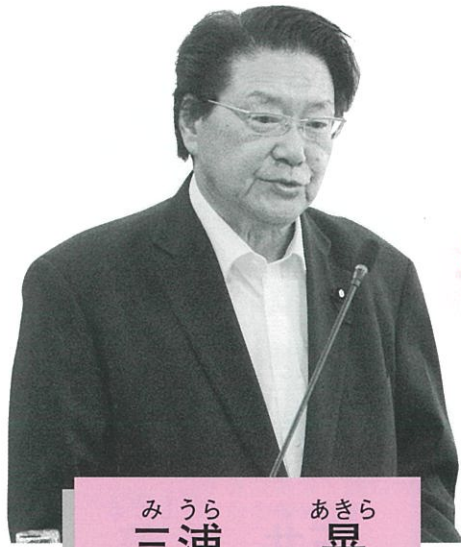
態目撃情報や被害防止等の状況の共有をしている。

被害対策としては農地等への侵入を防ぐ被害管理、えさ場や隠れ場所を減らす生息域管理を行い、繁殖可能な個体を中心に捕獲を進める必要がある。

町としては、猟友会と協力しながら捕獲圧を強化し、できるだけ捕獲に努めていきたいと考えている。

イノシシが生息しにくい環境づくりの取り組み

というものを当然、普及啓発をしていかなければならないと思っっている。広報とか被害地域の町内というものが中心になるかと思うので、そういったところに対して生ごみや未収穫作物等の適正な管理、また個体が出たときに追い払うといった徹底した取り組みを町民一同取り組んでいかなくてはならないと思っっている。ご協力を頂きたい。



あきら 晃 議員
みうら 三浦

新型コロナ対策で町独自の追加支援策を 町内各事業所・個人事業主等へ

三浦 新型コロナウイルスの影響で様々なイベントが中止や延期となり、町内でも多くの事業所等が減収となっている。雇用維持の観点からも、町としての支援策は。

町長 国、県、町、いずれも内容は違うものの、事業継続の支援や運転資金の借入れに對する利子補給など、今回の新型コロナで影響を受けた事業者等に対して支援を行っていく。

町でも独自支援策として、年間営業収入120万円以上という要件はあるものの、町内事業所および個人事業主に對し、前年同月比で減収となった場合、従業員数など規模にもよるが事業

継続支援金の交付を行っている。

この独自支援については5月26日から6月8日までで、14件の申請があった。

三浦 じまんこ亭、じまくらまつり」の中止により、来場者減で大幅な減収となっている。

また、町内の「比内どり食品」など新型コロナの影響で県外出荷の需要が減り、在庫が増え大変な事業所もある。支援策は。

町長 じまんこ亭、じまくらハウスなど直売所の関係では、町で休業要請をした段階で15万円の補助を出している。直売所の農家への補填は、その中で考えて頂きたい。また稲作農家は対象外だが畜産業は対象となっている。

産業によってはこれから影響が出かねない事業者ということも考えられるので、国や県の支援策をふまえながら、状況に応じた追加支援策というものも検討していきたい。

「ふるさと納税」返礼品で 地場産業の振興を

特産品開発で町をアピール

三浦 井川町の「ふるさと納税」制度の現状はどうなっているか。また、近隣の市町村では、

返礼品としての特産品も数多く、地元のアピールと寄付につながっている。

町外在住者で、ふるさとを応援したい方に、御礼の意味でも特産品の返礼品は必要と考えるが。

三浦 「井川町特産品開発研究会」の活動状況と今後の方針は。

町長 研究会ではこれまで8品目を認定している。活動としては、会議を開催し各種イベントの特産品PRや試食会などを行っている。多くの人材を集め、活動を積

極化させていく方針。商品の販路拡大や開発を目指し、人材育成など粘り強く進めていく。

三浦 新型コロナの影響で町内企業は大変な状況だ。強力に取り組むべきでは。

町長 当然、ふるさと納税返礼品を活用した地場産業の育成、特産品開発、様々な雇用の維持などが重要。町のホームページなどに掲載し、限定でも使用できる状況になればと考えている。

町長 制度が開始された平成20年度から令和元年度までの12年間の合計は、1,247万3千円という額で、寄付を頂いた方に感謝している。

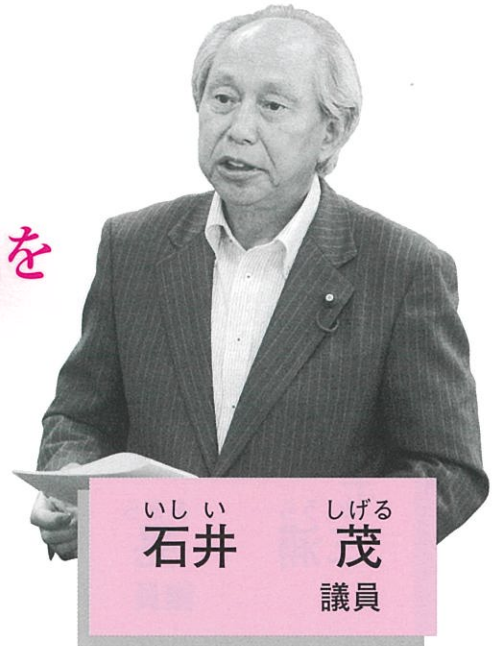
寄付先の事業を指定でき、社会福祉事業が32%、学校建設事業が14%、子育て支援等、日本国花苑整備が各5%などとなっている。寄付してくれた人の思いを考え事業の選定をしているが、基金に積んでいる状況である。返礼品としては1万円以上の寄付者に対しお米10kgを送っている。



返礼品として活用が期待できる町の一部特産品

一般質問

相談窓口 町民の生の声が聴ける場を 役場全体の業務として行っている



いしい 石井
しげる 茂 議員

新型コロナウイルス対策に関する要請書

新型コロナウイルス対策については、国が緊急事態宣言を全都道府県に拡大したことを重く受け止め、当議会としても4月22・23日に議会全員協議会を開催した。協議の結果、下記について対応されるよう要請する。

1. 町民（全町民）へ10,000円（町単独で上乗せをする）を給付すること。
2. 第2弾として（四府県）へ更に支給を検討すること。
3. 相談窓口の開設については、役場以外にも窓口の設置をすること（開設の周知は速やかに行うこと）。
4. 休業要請に応じた事業者への協力金（県に準じて）の上乗せを検討すること。
また、協力金の対象外の施設等について、町単独の支給を検討すること。
5. 一律10万円の給付については、事務体制の整備を図るとともに、立替方法も視野に入れて給付開始を速やかにすること。
6. 新型コロナウイルスによる休業等で収入が減少した世帯については、社会福祉協議会の緊急小口資金の貸付を検討すること（例えば、10万円～20万円とし、無利子資金（要件を緩和し、町単独の貸付を検討する））。なお、社会福祉協議会については、資金及び事務体制の整備支援を図ること。
7. 児童生徒の心身の健康対策を検討すること。
8. 財源については、基金の活用を検討すること。
例えば、現在の基金では、（1）財政調整基金 （2）地域雇用推進対策基金 （3）安心子育て支援基金 の一部の取り崩しを対象とすること。
町民に、現在の基金を活用することは、緊急事態のためであることを示すべきと考える。
また、必要であれば上記の基金の一部を取り崩して条例改正をして、緊急事態宣言に伴う基金を前設してもよいのではないかと考える。このことは、あくまでも緊急事態宣言に伴う措置とする。
なお、既に決定している義務教育学校の給食費に対する町のお金負担も対象とする。
上記について検討の上、早急に取り組みよう決議する。
令和2年4月30日
井川町議会議長 遠藤政壽

議会が提出した要請書（詳しくは13ページ）

石井 議会単独で3回にわたり全員協議会を開き、新型コロナウイルス感染症対策について話し合った。
4月30日には、全町民に町単独で1万円を給付することなど8項目の要望書を町長に提出した。また、5月21日には小規模事業所などで働く臨時職・パートなど制度の対象とならない個人にも町単独の給付を検討することなどを要請している。
地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用した

町の施策は県内で高く評価されている。しかし、2回にわたり要望した「相談窓口」は設置されていない。理由は何か。

町長 専用の窓口業務は、必要性はゼロではないものの、業務量や職員数を勘案すると現実的でない。総務課や役場代表電話がその役目をすでに果たしている。また、社会福祉協議会に「みんなの総合相談窓口」を設置している。今年で3年目となるが相談件数は

当初年70件から昨年は132件と伸びている。

石井 『国難』といえる非常事態時に町民の生の声を聴き取る場が必要ではないか。

町長 様々な声を聴くべきとの指摘だが、これは相談専用窓口ではなく役場全体の業務として行うべきものであり、行っていく。

林道は大丈夫か 今のところ異常なし

石井 林道「五秋く蛇喰線」が、崖崩れ・落石・水による浸食などで悲惨な状況。損壊部は全て五城目町管轄とのことだが人ごとではないと考える。今、林道「施田く黒坪線」が工事中。同じ設計基準で工事されているものと思う。一般道と比べた場合、林道の設計はどうなっているか。町管轄の林道は大丈夫か。

た「井川町町道の構造の技術的基準等を定める条例」において規定された基準に基づいている。林道は、林野庁より通知されている「林道規程」に基づいている。急勾配・急カーブなど基となる基準が大きく違う。壊れればすぐ直すのが行政の役割だし、当然予防対策も行政の仕事だ。

「五秋く蛇喰」・「施田く黒坪」両線は損壊箇所や異常は見られない。

町長 一般道は道路法、道路交通令に沿って



工事が進む林道 施田～黒坪線

新型コロナウイルス対策 議会としての対応

第2、3、4回議会
全員協議会がそれぞ
れ4月22、30日、5
月21日の日程で行わ
れた。

新型コロナウイルス 対策について

新型コロナウイルス対
策については、国が緊急
事態宣言を全都道府県に
拡大した事を重く受け止
め、協議の結果、町長に
対して以下について対応
されるよう要請した。

- 1、町民（全町民）へ1
万円（町単独で上乗
せをする）を給付す
ること。
- 2、第2弾として「困窮
者」へ更に支給を検
討すること。
- 3、相談窓口の開設につ
いては、役場以外に
も窓口を設置するこ
と。（開設の周知は
速やかに行うこと）
- 4、休業要請に応じた事

業者への協力金（県
に準じて）の上乗せ
を検討すること。

- 5、一律10万円の給付に
ついては、事務体制
の整備を図るとも
に、立替方法も視野
に入れて給付開始を
速やかにすること。

- 6、新型コロナウイルス
による休業等で収入
が減少した世帯につ
いては、社会福祉協
議会の緊急小口資金
の貸付を検討するこ
と（例えば、10〜20
万円とし、無利子資
金（用件を緩和し、
町単独の貸付を検討
する））。
 - 7、児童生徒の心身の健
康対策を検討するこ
と。
 - 8、財源については、基
金の活用を検討する
こと。
- 例えば、現在の基金

では
① 財政調整基金
② 地域雇用推進対策基金
③ 安心子育て支援基金
の一部の取り崩しを
対象とすること。

町民に、現在の基金を
活用することは、緊急事
態のためであることを示
すべきと考える。

また、必要であれば上
記の基金の一部を取り崩

して条例改正をし、緊急
事態宣言に伴う基金を創
設しても良いのではない
かと考える。このことは、
あくまでも緊急事態宣言
に伴う措置とする。

なお、既に決定してい
る義務教育学校の給食費
に対する町の全額負担も
対象とする。

上記について検討の
上、早急に決議するよう、



予備のマイクを設置し、密を避ける対策をした議場

町長に町議会議長より要
請をした。（令和2年4
月30日付け）

今後について

- ① 小規模事業所などで
働く臨時職、パート
（非正規雇用）など
制度の対象とならな
い個人にも支給が必
要ではないか。
・特に生活に困ってい
る人への支給を。
- ② 相談の窓口を設置する
こと（相談しやすいよ
うに）、町として状況
を把握すること。
- ③ 学生等への周知を徹底
すること。

上記の点を再度検討す
るよう申し入れた。（令
和2年5月21日付け）

※なお、議員の県外行政
視察と議員研修は、今
年度は中止して費用を
コロナ対策費へまわす
よう申し入れた。

特集 新型コロナ対策支援早見表

新型コロナ対策 生活を支える為の町の支援

※井川町のHPより抜粋

地域経済維持事業

県の休業要請に該当しないが、町の休業要請を受け休業した飲食店等を支援します。

※1店舗につき150,000円

子育て世帯支援事業

①義務教育学校生の保護者等に学校休校により学校給食が停止する等をふまえ、保護者の経済的負担軽減を図るため、今年度の学校給食費の全額を助成します。

※（前期課程）1人当たり 52,000円

（後期課程）1人当たり 63,000円

②保護者等に子育て世帯に対する生活支援として高校3年生まで子育て世帯臨時給付金を上乗せ及び拡充します。

・中学生まで1人につき 10,000円

・高校1年生 1人につき 20,000円

・高校2、3年生 1人につき 30,000円

③保護者等に子育て世帯に対する生活支援として4月28日以降の出生児（令和3年3月31日生まれまで）にも特別定額給付金を支給します。

※出生児 1人につき 100,000円

事業継続支援事業

前年の年間営業収入120万円以上の町内事業所及び個人事業主に2月～6月のいずれか1ヶ月の事業収入が、前年同月と比較して20%以上減収した事業者等へ事業継続支援金を給付します。

・従業員5人以上の事業所 800,000円

・従業員5人未満の事業所 400,000円

・個人事業主 200,000円

※対象とならない業種

・社会福祉施設等、歯科診療所、土木・建築関係、金融・保険関係、神社・寺院、農林漁業（畜産を除く）など

生活急変学生等支援事業

本人又は保護者が町に住所を有する大学（大学院含む）・短大・高等専門学校・専修学校生に、学生の就学環境を維持するために必要な経費の一部を支援します。

・県外での修学生 100,000円(50,000円×2ヶ月)

・県内での修学生 50,000円(25,000円×2ヶ月)

地域経済活性化事業

高校生を除く18歳以上の全町民に地域経済を活性化させるため及び町民の生活支援として、町内商店、飲食店等限定で使用できる商品券を配布します。

※1人当たり 6,000円分

経営安定資金等利子補給事業

国及び県の経営安定資金等を借りた中小企業に対し、4年目以降2年間について町が利子補給を行います。

奨学金貸付事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学生生活に困っている学生に奨学金を貸し付けます。

※上限50万円

※本内容はあくまでも抜粋です。詳しい内容や期日、相談などは議員、役場までお電話の上、ご確認願います。

なお、今後も新しい追加支援が予定されております。

発行 井川町議会

新型コロナ対策 生活を支える為の国の支援

※厚生労働省のHPより抜粋

特別定額給付金

令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。

※申請期限は、申請受付開始日から3か月以内

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援をします。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

家賃支援給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等、民間金融機関による実質無利子・無担保融資

事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

生活保護

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けられなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

両立支援等助成金

家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

私の

輪(WA)になって踊ろう



井川町婦人会副会長
三浦成美

用事を済ませたある日の
帰り道、ちよつと路地には
いった。ちょうど義務教育
学校帰りの女子2人と遭
遇、目が合つてニッコリす
ると、私を二、三度振り返
る2人：私を知っている？
と思いつつ手を振ると、ニ
ッコリしながら振り返して
くれる。機嫌よく帰宅した
ものの気になる。しばらく
して昨年、義務教育学校に
ダンスを教えに行った事を
思い出した。ならば、面は
割れている。そう言えば以
前、別の子供さんにも道端
で、指さし確認しながら
「あ、ダンスの先生だ！」
と言われた事がある。なる
ほど！合点！

昨年春、婦人会では全町
体育大会マ스ゲームの際、
「V6」の「WA」になって踊ろ
う」の曲を使う事が発案さ
れた。ステップが簡単なの
と、元気づけられる歌詞が、
その理由だ。町の「元気アッ
プ教室」で教わつたステッ
プを担当のかたが振り付け
して下さつて形になったの
である。機会ある毎に幹部、
役員で練習を重ねた。更に
学校にも協力を求めると、
教育長、学校長のご理解を
得て快諾頂いた。幹部2人
で3回レクチャーに行つ
た。すると、児童生徒もこ
のマスゲーム参加が決まり
気をよくしていた。グラウ
ンドに集合した婦人会員は

じめ、多くの町民、児童生
徒の踊る姿を想像するだけ
で嬉しかった。しかし昨年
は、大雨予想でマスゲーム
は中止。でも学校行事で実
現したと聞き、ほっこりし
たのを覚えている。

時は今、空前絶後のウイ
ルスによりあらゆる行事が
中止、延期を余儀なくされ
ている。来年になるかもし
れないが「輪になって踊ろ
う」のステップが踏める日
が来る事を信じて止まな
い。新しい生活様式を進め
つつ、足元を見つめ直して
日々過ごしていきたい。

今日もまた、学校帰りの
あの2人の笑顔を思い浮か
べながら「V6」の「WA」にな
つて踊ろう」を聴いてみた。
すると、体が自然に動いて、
ステップを踏んでいた。



議会のうごき

- 4月22日 第2回議会全員協議会 (役場：議場)
- 4月22日 議会だより編集委員会 (役場：小会議室)
- 4月23日 南秋田郡町村議会議長連絡協議会 (五城目町役場)
- 4月30日 第2回議会運営委員会 (役場：正副議長室)
- 4月30日 第3回議会全員協議会 (役場：議場)
- 4月30日 新型コロナウイルス対策に関する要請書を町長へ提出 (役場：町長室)
- 5月19日 湖東地区行政一部事務組合議会全員協議会 (湖東消防本部)
- 5月20日 南秋田郡町村議会議長連絡協議会 (五城目町役場)
- 5月21日 第4回議会全員協議会 (役場：議場)
- 5月29日 八郎湖周辺清掃事務組合議会臨時会 (男鹿市：クリーンセンター)
- 6月1日 井川町功労章授与式 (役場：大会議室)
- 6月2日 第3回議会運営委員会 (役場：正副議長室)
- 6月3日 議会だより編集委員会 (以降4回)
- 6月3日 井川町社会福祉協議会理事会 (役場：第2会議室)
- 6月8日 井川町福祉会理事会 (農村環境改善センター)
- 6月9日～6月12日 第2回議会定例会 (役場：議場)

編集後記



「新型コロナウイルス感染予防
対策」で町のイベントや行事が中
止や延期という前代未聞の状況が
続いています。何よりも卒園卒業
式、入園入学式が制限の中でしか
できなかったことは残念でなりま
せんでした。目に見えない敵に立
ち向かうための日々、自分の身は
自分で守るしかなく、たくさん
我慢しなければなりません。で
した。でも、いつか「あんな大変な
時があったね」「みんな頑張った

ね」と語れる日は必ず来ます。耐
え忍んだ日々が報われる時が来ま
す。それまで自分を大切にす気
持ち、人を思いやる気持ちを忘れ
ずに、前を向いて行きたいもので
す。(佐々木 昌子 記)

- 発行責任者 委員 遠藤 政勝 委員 三浦 成利
- 編集委員長 委員 鷲谷 清利 委員 高橋 剛
- 副委員長 委員 佐々木昌子 委員 伊藤 俊郎
- 委員 石井 茂

印刷/株八郎湯印刷